

令和 7 年 度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

高 崎 市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか事業用に所有している償却資産についても課税されます。

地方税法第 383 条の規定により、高崎市内に償却資産を所有している方(事業用として他の方に貸し付けている資産を含む。)は、毎年 1 月 1 日現在の所有状況を申告していただくことになっていきます。「申告の手引き」をよくお読みいただき、必ずご提出ください。

■申告の方法

■申告の方法			提 出 書 類
昨年度に引き続いて申告する方	資産に増減のある場合	今回お送りしました償却資産コード表をもとに令和6年1月2日から令和7年1月1日までの増加資産(申告もれ分も含む。)と減少資産を申告してください。	申告書と増加・減少の種類別明細書
	資産に増減のない場合	申告書の備考欄「 2 増減なし 」に○をつけ提出してください。	申告書のみ
	廃業・解散・転出等した場合	申告書の備考欄「 4 廃業・解散・転出等 」に○をつけその年月日を記入し提出してください。減少の種類別明細書は必要ありません。	申告書のみ
初めて申告する方	資産のある場合	令和7年1月1日現在に所有している資産の全部を申告してください。	申告書と全資産の種類別明細書
	資産のない場合	申告書の備考欄「 3 該当資産なし 」に○をつけ提出してください。	申告書のみ
自社電算機による全資産申告をする方		令和7年1月1日現在に所有している資産の全部を申告してください。	申告書と全資産の種類別明細書
eLTAXによる申告手続き		eLTAX（エルタックス 地方税ポータルシステム）による償却資産の申告がご利用いただけます。詳しいご利用方法等につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。 eLTAXホームページアドレス https://www.eltax.lta.go.jp	

■申告に関する注意事項

1. 申告書を郵送で提出する方で、控用に受付印を必要とする場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。
2. 増加資産・全資産と減少資産用の種類別明細書は、それぞれ 3 部複写になっています。申告の際は提出用と入力用を提出してください。高崎市ホームページから Excel 様式のダウンロードができます。
3. 該当する資産がない場合や前年度申告と変更がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
4. 正当な理由なく申告しない場合又は虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385、386 条の規定により過料等の罰則を科されることがあります。

■申告書の提出期限

令和 7 年 1 月 24 日 (金)

法定の提出期限は 1 月 31 日ですが、事務処理の都合上、上記期限までの提出にご協力をお願いします。

可能な限り eLTAX 又は郵送での提出にご協力ください。

【提出先及び問い合わせ先】

〒370-8501 高崎市高松町35番地1
高崎市役所資産税課管理償却資産担当(2階31番窓口)
電話 027-321-1222(直通)
倉渕・箕郷・群馬・新町・榛名・吉井支所税務課
※支所の窓口では、申告書の受付のみとなります

申告書を郵送する場合、切り取ってラベルとしてお使いください

〒370-8501
高崎市高松町35番地1
高崎市役所資産税課管理償却資産担当 行

償却資産のあらまし

1. 固定資産税（償却資産）の課税対象となり申告しなければならない資産

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地、家屋以外で事業の用に供することができる有形減価償却資産です。（具体例は3ページを参照してください。）

(1) 税務会計上減価償却の対象となる資産

（法人税または所得税を課されないものが所有する資産を含みます。）

(2) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産

ただし、10万円未満であっても税務会計上固定資産として計上しているものは対象となります。

(3) 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行なうことができる資産

(4) 法定の減価償却が終わり、帳簿上は残存価額のみが計上されている資産でも事業の用に供しているもの

(5) 企業会計上簿外資産として取扱われている資産であっても事業の用に供しているもの

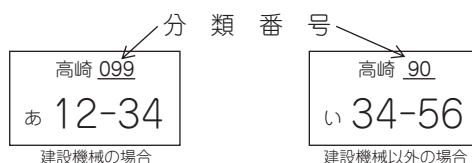
(6) 企業会計上建設仮勘定で計上されている資産でも、1月1日現在工事の一部または全部が完成し、事業の用に供している資産又は事業の用に供することができる資産

(7) 遊休、未稼働の資産でも、1月1日現在事業の用に供することができる資産

(8) 清算中の法人が所有する資産で、清算事務の用に供しているもの及び他に貸しているもの

(9) トラックショベル、ブルドーザー、クレーン車などの大型特殊自動車で分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の番号のもの。また、標札プレートの番号登録をしていないもの

〔例〕



(10) 資産の所有者が、他の者に貸し付けてその貸付け先で事業の用に供されている資産

ただし、その所有者が資産の貸付けを業としている場合は、貸し付けられた資産が貸付先で事業の用に供していると否とにかかわらず申告が必要です。

(11) リース期間満了後無償譲渡される資産（原則として借主が申告してください。）

(12) 割賦購入資産で割賦代金が完済されていないため売主に所有権が留保されている資産（原則として買主が申告してください。）

(13) 資本的支出としての改良費（1個の償却資産とし、本体部分と分離して申告してください。）

(14) 法人、個人が所有する太陽光発電設備（個人の場合は10kw以上の設備）

※ 消費税を税込処理している場合は税込価格を、税抜処理している場合は税抜価格を取得価格として申告してください。

※ 租税特別措置法の30万円未満損金算入特例は、地方税法上は固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

2. 固定資産税（償却資産）の課税対象とならず申告する必要のない資産

(1) 商品、貯蔵品等の棚卸資産

(2) 家屋、建物附属設備のうち家屋調査で評価されているもの

（家屋の評価内容については資産税課までお問い合わせください。）

(3) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの

自動車（大型特殊自動車を除く）、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は二重課税を避けるため固定資産税の課税対象から除かれます。

(4) 絵画、骨董品等の「美術品」「芸術品」で、減価しない（価値が下がらない）もの

ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの（取得価額が1点100万円未満であるもの等）は課税対象となります。

(5) 無形固定資産（特許権、電話加入権、ソフトウェア等）

(6) 耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の資産で、一時に損金に算入されたもの若しくは取得価額20万円未満の資産を3年間で一括償却の対象とされたもの（貸付けの用に供した資産を除く）

3. 業種別の主な償却資産（例示）

一覧表

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀（金属製、ブロック製など）、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備、等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備、等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気配線、作業用照明設備、貯水設備、福利厚生設備、等
旅館・ホテル	厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、放送設備、照明設備（スポットライト、ミラーボール等）、カラオケセット、楽器（エレクトーン等）、等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、接客用家具、広告塔、等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、血圧計、保育器、CTスキャン）、各種キャビネット、等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島工事、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機、等
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、等
不動産賃貸業	アスファルト舗装、コンクリート舗装、屋外給排水設備、緑化設備、側溝、グレーチング、インターロッキング、カラータイル舗装
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、タワーパーキング内部の駐車設備、構内舗装、等
農業	農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、農業用器具、等

4. 家屋と償却資産の区分について

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、4ページの〈家屋と償却資産の区分表〉をご覧ください。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産としてご申告ください。

※「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<家屋と償却資産の区分表(例)> 構造、用途、使用状況等により異なる場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ） 設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制設備	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易周仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

5. 償却資産の評価

(1) 評価額（半年償却法）

初年度において、前年の7月に当該資産を取得したものとみなし、償却計算を行う方法。

$$\text{初年度} \quad \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) = \text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率}$$

$$\text{次年度} \quad \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率}$$

※評価額の最低限度は取得価額の100分の5です。減価残存率は11ページを参照してください。

(2) 決定価格・課税標準額

評価額の合計額が決定価格となり、それを課税標準額として課税します。特例適用資産がある場合は、特例による減額後の額が課税標準額となります。

(3) 税率及び税額

税率 1.4%

税額 償却資産の課税標準額×税率

(4) 免税点

課税標準となるべき額が150万円未満の場合は、課税されません。そのため、納税通知書も交付しません。

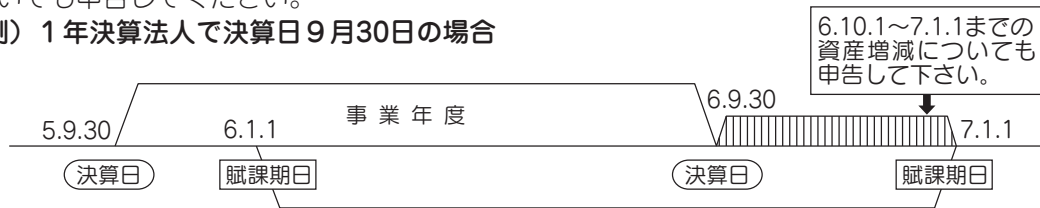
(5) 課税台帳の閲覧

価格が決定されますと償却資産課税台帳に登録されます。令和7年度の課税台帳の閲覧開始時期等は、「広報高崎」等でお知らせします。

6. 固定資産税の賦課期日と事業年度の関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告してください。

（例）1年決算法人で決算日9月30日の場合



※事業年度末以降賦課期日までに取得した資産で、令和7年度の申告に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告を提出してください。なお、この資産が令和8年度以降の申告となった場合は、申告もれ分が遡って課税になることがあります。

※初めて申告する方で令和5年以前に取得した資産がある場合は、その資産が遡って課税になることがあります。

7. 国税との取扱いの違い

地方税（固定資産税（償却資産））と国税との取扱いの主な違いは以下のとおりです。

項 目	固定資産税	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は旧定率法	一般の資産は定率法・旧定率法又は定額法・旧定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳・特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能

償却資産申告書の記入例

個人は、住民票上の住所、法人は本社所在地の住所を記入します。法人で納税通知書の送達先が別にある場合は括弧書きで付記します

個人は個人番号（マイナンバー）を、法人は法人番号を必ず記入してください

氏名を記載し、フリガナをつけます。所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を書きます。相続等で所有者が変更になった場合は新しい所有者を記入します。
屋号があれば記載します

「金属加工機械製造業」などと具体的に。法人の場合は資本金または出資金の額も記入します

高崎市内で事業を開始した年月を記入します

申告書についておたずねする場合がありますので、応答される方の氏名及び電話番号と、申告書の作成を税理士等に依頼している場合は、その方の氏名及び電話番号も記入してください

令和 7 年 1 月 11 日
(宛先) 高 崎 市 長

受付印

令和 7 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 所 有 者 コー ド
0012345678

所 有 者	1	(フリガナ) 住所 (又は納税通知書送達先) タカサキシ タカマツキョウ 高崎市 高松町 35番地 1 電話 027-354-3210	3	個人番号又は法人番号 1234567890123	8	短縮耐用年数の承認 有・無
	2	(フリガナ) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) カバシキガイシャ タカサキテツ コウジヤ 株式会社 高崎鉄工所 代表取締役 高崎 一郎 屋号	4	事業種目 (資本等の金額) 金属加工機械製造業 (1,500 万円)	9	増加償却の届出 有・無
			5	事業開始年月 昭和63年 4 月	10	非課税該当資産 有・無
			6	この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 桐生 二郎 電話 027-354-3210	11	課税標準の特例 有・無
			7	税理士等の氏名 前橋 三郎 電話 027-375-4321	12	特別償却又は圧縮記帳 有・無
					13	税務会計上の償却方法 定率法 定額法
					14	青色申告 有・無

資産の種類	取得価額 (イ)	前年中に減少したものの取得価額 (ロ)	前年中に取得したものの取得価額 (ハ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
1 構 築 物	7,400,000			7,400,000	① 高崎市高松町35番地1
2 機 械 及 び 装 置	24,970,000	1,900,000	10,500,000	33,570,000	②
3 船 舶					③
4 航 空 機					
5 車 両 及 び 運 搬 機 具 及 び 備 品	3,482,000	450,000	470,000	3,502,000	16 借用資産 貸主の名称等 (有・無) 高崎総合リース
6 工 具 及 び 器 具					17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家
7 合 計	35,852,000	2,350,000	10,970,000	44,472,000	18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。 ① 資産増減あり ② 増減なし ③ 該当資産なし 4 廃業・解散・転出等(令和 年 月 日) 5 住所変更あり 旧住所: 6 名称変更あり 旧名称:

資産の種類	評価額 (イ)	決定価格 (ロ)	課税標準額 (ハ)
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 機 具 及 び 備 品			
6 工 具 及 び 器 具			
7 合 計			

記入の必要はありません。ただし、電算機による全資産申告の場合は必要です

印字されている箇所(「前年前に取得したもの(イ)」を除く)で訂正があれば赤字で訂正をお願いします

令和6年中に減少した資産の取得価額を種類別に記入します(減少資産用種類別明細書に記入した個々の資産取得価額を資産の種類別に合計します)

前年前に取得したもの
- 前年中に減少したもの 資産の種類別
+ 前年中に取得したもの に記入します
取得価額の合計

すでに高崎市に申告がしてあり、登録されている資産(償却資産コード表に記載されているもの)の取得価額が印字してあります。印字されている金額は修正しないでください

令和6年中に増加した資産(新規取得、移動による受入れ、申告漏れ、一部減少の残り等)の取得価額を種類別に記入します

該当する方を○で囲みます・有の場合は、「短縮耐用年数承認書の写」を添付します

該当する方を○で囲みます・有の場合は、「増加償却の届出書の写」を添付します

それぞれの有無等について該当する方を○で囲みます

※ 課税標準の特例、非課税については10ページをご覧ください。

高崎市内の資産の所在地を記入します

家屋を除く借用資産（リース資産）がある場合は、貸主の名称を記入します

該当する方を○で囲みます

次のような事項を記載します

- ① 資産の増減のない方は「**2 増減なし**」を、資産のない方は「**3 該当資産なし**」を囲む
- ② 令和7年1月1日以前に、廃業・解散・転出、若しくは休業等により、高崎市内で事業を行わなくなった場合は、「**4 廃業・解散・転出等**」を囲み、その年月日を記入する
- ③ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項
- ④ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等
- ⑤ 相続があった場合は、相続した年月、被相続人の住所、氏名
- ⑥ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
- ⑦ 「短縮耐用年数承認書の写し」「増加償却の届出書の写し」等の添付した書類の名称
- ⑧ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産を所有している場合は、届出書等添付した書類の名称
- ⑨ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

- ・今回初めて申告する方は、全資産を記入します。
- ・償却資産コード表が送付された方は令和6年中に増加した資産を記入します。

1. 増加資産のある場合（例①、例⑤、例⑥）

2. 資産の一部増加がある場合（例②）

資産の一部増加（資本的支出としての改良費）は、新たに1個の償却資産を取得したものとし、本体部分と分離して申告してください。取得年月は一部増加した年月を記入します。

3. 減少資産のある場合（例⑦）

4. 資産の一部を減少する場合

該当する資産の全てを減少資産用種類別明細書に記入し（例⑧）、減少しない残りの資産を増加資産・全資産用種類別明細書に記入します。（例③）

5. 申告済の資産に修正がある場合

修正前の資産を減少資産用種類別明細書に記入し（例⑨）、修正後の資産の名称、取得年月、価額、耐用年数を増加資産・全資産用種類別明細書に記入します。（例④）

あなたの所有者コードを左側から記入します

1～6までの数字を記入します
11ページの償却資産とその耐用年数表を参照
1＝構築物、建物附属設備、2＝機械・装置
3＝船舶、4＝航空機、5＝車両・運搬具、
6＝工具器具・備品

用紙の枚数（何枚のうちの何枚目か）を記入します

所有者名は1枚ごとに記入します

記入の必要はありません

7 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		用紙の枚数	
所有者コード	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	価格	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	減	要		
行番の番号	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	価格	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	減	要		
012	34	10トンプレス	1	15 6 9	3,000,000	10	0.0				1-2				
022	35	旋盤改良費	1	15 6 11	500,000	10	0.0				3-4				
036	3	ロッカー	3	15 4	150,000	6	0.0				1-2		一部減少		
046	4	いす	20	21 4	200,000	8	0.0				1-2		耐用修正		
056	5	応接セット	1	14 16 10	120,000	8	0.0				3-4		桐生		
061	36	水質汚濁防止特定施設	1	15 6 8	7,000,000	18	0.0				1-2		カガヤ		
16							0.0				1-2				
17							0.0				1-2				
18							0.0				1-2				
小 計					10,970,000						3-4				

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他いずれかに○印を付けてください。
「年号」は、昭和を3、平成を4、令和を5として数字で記入してください。

個、台等は省略します

年号は昭和を「3」
平成を「4」令和を
「5」の数字で記入
します

該当するものを○で
囲み必要な事項を記
入します

すでに申告してある資産が償却
資産コード表に種類別に連番で
記載されていますので、増加し
た資産は種類別に資産コード番
号の次の番号から記入します
初めて申告する方に「償却資産
コード表」はありませんので、
資産の種類別に1番から連番で
記入します

取得価額と法定耐用年数を記入します
法人税法及び所得税法で認められている
圧縮記帳は地方税法上は認められません
圧縮前の取得価額を記入します

種類別明細書（減少資産用）の記入例

- ・今回初めて申告する方は、記入の必要はありません。
- ・償却資産コード表が送付された方は令和6年中に減少した資産を種類別明細書に記入します。

償却資産コード表

送付先住所
〒370-0829
高崎市高松町35番地1
株式会社 高崎鉄工所 様

整理番号0016050
0012345678
令和 7 年度

共通住所
〒370-0829
高崎市高松町35番地1
株式会社 高崎鉄工所 様

1/3 頁

種別	資産コード	資産の名称等	数量	取得時期 年 月	取得価額	耐用年数	特 非 減	評価額	備考
2	32	10トンプレス	1	4. 13. 4	1,900,000	10		* 95,000	
2	33	セガノ汁	1	4. 23. 4	300,000	12		22,437	

償却資産コード表

整理番号0016050
0012345678
株式会社 高崎鉄工所 様

種別	資産コード	資産の名称等	数量	取得時期 年 月	取得価額	耐用年数	特 非 減
6	1	ロッカー	5	4.15. 4	250,000	6	
6	2	イス	20	4.21. 4	200,000	15	

償却資産コード表を参考に令和6年中に減少した資産（抹消コード欄には、該当する減少資産のコード番号）を記入します

所有者名は1枚ごとに記入します

あなたの所有者コードを左側から記入します

用紙の枚数（何枚のうち何枚目か）を記入します

7 年度

所有者コード

0012345678

種類別明細書（減少資産用）

所有者名

(株)高崎鉄工所

行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	摘要					
例⑦	01	2	32	10トンプレス	14	13	4	1,900,000	10	①・2・3・4	①・2	(株)前橋鉄工所へ売却	
例⑧	02	6	1	ロッカー	5	4	15	4	250,000	6	1・2・3・4	①・2	一部減少(桐生営業所へ)6-3で増加
例⑨	03	6	2	イス	20	4	21	4	200,000	15	1・2・3・4	①・2	耐用年数修正6-4で増加
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
小 計					2,350,000								

注意「年号」は大正を2、昭和を3、平成を4、令和を5として数字で記入してください。

記入の必要はありません

該当するものを○で囲みます

減少事由の補足等必要な事項を記入します

8. 固定資産税の非課税について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有している方は、「非課税規定適用申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

対 象 資 産（抜粋）	適用条文
宗教法人等に係るもの	高崎市市税条例第55条
学校法人等に係るもの	高崎市市税条例第56条
社会福祉施設に係るもの	高崎市市税条例第57条

9. 課税標準の特例について

次欄各項に掲げるもの等については、税負担の軽減をはかるため、課税標準の特例が認められています。該当資産があれば、「特例申請書」及び該当資産の仕様書等の添付書類をご提出ください。この申請書は、ホームページからダウンロードできます。

対 象 資 産（抜粋）	適用条文	特例率及び適用期間
過疎地域（倉渚地域）で製造業、旅館業、情報サービス業等 農林水産物等販売業が取得したその事業に供する設備等	法第6条の第1項	ゼロ（取得後3年間）
農業協同組合等の共同利用に供する機械及び装置	法第349条の3第3項	1/2（取得後3年間）
低公害車に燃料等を供給するための施設	法附則第15条第7項	1/2または5/6 ※1
PFIにより整備された公共施設	法附則第15条第13項	1/2（無期限）
中小企業等経営強化法に基づく先端設備等 ※2	法附則第15条第44項	1/2または1/3 ※3

※1 大規模（取得価額5億円以上）のもの 1/2（取得後3年間）
上記以外のもの 5/6（取得後3年間）

※2 申告の際は、「課税標準の特例申請書」、「先端設備導入計画に関する確認書」の写し、「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し、「計画の認定書」の写しを添付してください。

※3 計画書内に賃上げ表明がない場合 1/2（取得後3年間）
計画書内に賃上げ表明がある場合 1/3（取得後5年間 ただし、令和6年中に取得した場合は4年間）

10. 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について

平成24年度の税制改正により、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）という制度が創設されました。これは、市町村の条例で税の負担軽減を決定するものです。該当資産があれば、「特例申請書」及び該当資産の仕様書等の添付書類をご提出ください。この申請書は、ホームページからダウンロードできます。

対 象 資 産（抜粋）	適用条文	特例率及び適用期間
水質汚濁防止法に規定する特定施設等の汚水又は廃液処理施設	法附則第15条第2項	1/2（無期限）
事業所内保育事業に供する固定資産 ※	法第349条の3第29項	1/2（無期限）

※ 申告の際は、「わがまち特例申請書」と事業所内保育事業の認可を受けたことが確認できる書類の写し、特例の対象となる資産が特定事業所内保育事業の用に供していることが確認できる書類を添付してください。

11. 固定資産税の減免について

地方税法第367条の規定に基づき、高崎市市税条例第71条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有している方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が減免されます（申請時期により、減免される税額が変わる場合があります。）

該当する償却資産を所有している方は、「減免申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

12. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類			細 目	耐用年数	細 目	耐用年数	細 目	耐用年数
1	構築物及び建物附属設備	構築物	ビチューマルス路面	3	打ち込み井戸	10	野立看板	20
			アスファルト路面	10	工場緑化施設	7	〃	10
			コンクリート路面、砂利道	15	庭園・緑化設備	20	農業用ハウス	14
			金属製へい	10	仮設建物	7	〃	8
			ブロックへい	15				
	建物附属設備		可動間仕切り 簡易なもの	3	屋外消火栓	8	アーケード・日よけ設備	15
			〃	15	屋外給排水設備	15	〃	8
			その他のもの		荷役用昇降機	17	冷暖房設備	15
2	機械及び装置		食品製造業用設備	10	プラスチック製品製造業用設備	8	総合工事業用設備	6
			繊維工業用設備	7	ゴム製品製造業用設備	9	その他の小売業用設備	
			(炭素繊維製造設備を除く)		窯業又は土石製品製造業用設備	9	・ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
			木材又は木製品(家具を除く)	8	金属製品製造業用設備		宿泊業用設備	10
			製造業用設備		・金属被覆及び彫刻業又は打はく及び	6	飲食店用設備	8
			印刷業又は印刷関連業用設備		金属製ネームプレート製造業用設備		洗濯業、理容業、美容業	13
			・デジタル印刷システム設備	4	・その他の設備	10	又は浴場業用設備	
			・製本業用設備	7	輸送用機械器具製造業用設備	9	太陽光発電設備	17
			化学工業用設備(一部を除く)	8	その他の製造業用設備	9	水道業用設備	18
3	船舶		モーターボート	4	ボート・ヨット	5	和	8
4	航空機		飛行機	5~10	ヘリコプター	5		
			その他	5	グライダー	5		
5	車両及び運搬具		フォークリフト	4				
6	工具・器具及び備品	工具	金型	2	切削工具	2	冶具及び取付け工具	3
			測定又は検査工具	5				
		器具及び備品	事務機・いす	15	レジスター・タイムレコーダー	5	広告器具	10
			〃	8	インターホン・放送設備	6	〃	5
			接客業用	5	電話設備	6	金庫	5
			〃	8	試験・測定機器	5	〃	20
			陳列タナ・ケース	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	理容美容機器	5
			〃	8	写真製作機器	8	レントゲン	4
			テレビ・ステレオ等音響機器	5	看板・ネオンサイン	3	〃	6
			冷暖房用機器	6	焼却炉	5	歯科診療用ユニット	7
			電気冷蔵庫・洗濯機	6	電子	4	自動販売機・両替機	5
			その他電気ガス機器	6	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)			
			複写機・計算機	5	計算機	5	〃	

車両及び運搬具では、自動車税及び軽自動車税の課税対象になっているものは償却資産ではありません。

減価残存率表

『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

13. 償却資産申告書へのマイナンバーの記載

(1) 申告書へのマイナンバーの記載について

申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に、マイナンバー（個人番号は12桁であるため左1文字をあけてください。）を記入してください。

(2) 本人確認について

個人番号を記載した申告書を提出する場合、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行います。以下のア又はイの資料を添付してください。法人番号を記載した申告書を提出する場合、資料の添付は不要です。

電子申告（eLTAX）で申告する場合は、電子証明書等により確認を行うため、資料の添付は不要です。

ア. 本人が提出する場合（2種類）

①個人番号確認資料	②身元（実在）確認資料
マイナンバーカード（両面）	
通知カード又は住民票（番号付き）	運転免許証又はプレ印字申告書

※プレ印字申告書とは、高崎市から送付される住所、氏名欄等があらかじめ印字されている申告書です。

イ. 本人の代理人（税理士等）が提出する場合（3種類）

郵送の場合は、代理権確認資料は原本、その他書類は写しを提出してください。

①本人の個人番号確認資料	②代理人の身元確認資料	③代理権確認資料（原本添付）
本人のマイナンバーカード	代理人のマイナンバーカード	税 務 代 理 権 限 証 書
本人の通知カード	代理人の運転免許証	委 任 状
本人の住民票（番号付き）	代理人の税理士証票	
いずれか	いずれか	いずれか

※委任状が必要な場合はこちらの書式をご使用ください。

委 任 状

令和 年 月 日

（宛 先）高 崎 市 長

（代理人）

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

固定資産税（償却資産）申告書提出における個人番号の提供に関する権限。

（委任者）

住 所

氏 名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先の記入はありますか。
- ☐ 申告書に資産所在地の記入はありますか。
- ☐ 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか。（わかる場合は記載をお願いします）
- ☐ 増加資産の耐用年数の記入はありますか。
- ☐ 増加事由の欄（1～4）の記入はありますか。
- ☐ 個人番号又は法人番号の記入はありますか。

非課税、特例の対象資産を所有している場合は、同時に申告書（申請書）の提出をお願いします。